

青教指第116号  
令和3年5月7日

市内小・中学校長 殿

青梅市教育委員会  
教育長 岡田芳典  
(公印省略)

緊急事態宣言の延長を受けての教育活動について（通知）

国は、5月6日（木）に東京、大阪、京都、兵庫の4都府県に緊急事態宣言の期間の延長の方針を固めました。

このことから、令和3年4月26日付け通知（青教指第88号）「緊急事態宣言の発令を受けての今後の教育活動について（通知）」の内容を、緊急事態宣言が解除されるまで継続するようお願いいたします。

ただし、中学校部活動については、下記のとおりとしますので、ご確認ください。

記

1 部活動の実施について

(1) 基本的な考え方

- ・ 平日に限り、短時間（1時間程度）
- ・ 休日は実施をしない

(2) 緊急事態宣言中に公式戦等の大会が予定されている場合  
大会へ参加は可とする

(3) 公式戦等の大会の参加にあたっての練習等について

校長の責任の下、部活動ガイドラインに基づいて、大会等の参加に伴う練習および都内における練習試合等は可とする。この場合、休日の練習も同様とする。

(4) その他

- ・ 実施にあたっては、十分に感染対策を講じること。
- ・ 飛沫の飛散が懸念される部活については、対面でない等の配慮を欠かさないこと。
- ・ 実施にあたっては、保護者に十分に説明をすること。

※ 小学校においても、教員の指導の下で放課後や土日に活動を行うクラブ活動等については同様とする。 以上

【連絡先】 青梅市教育委員会指導室

TEL 22-1111 (2376)